

# 重大事故等に対処するための体制の整備等 ～体制の整備

## 重大事故等に対処するために

●中長期的な対応が必要な場合や、発電所の全原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合においても対応可能な原子力防災組織を整備

●発電所において、地震・津波対策、放射線防護対策が施された緊急時対策所を活動拠点とし、活動に必要な資機材等を配備

●発電所内であらかじめ用意された手段により、**事故発生後7日間**は重大事故等の収束対応ができるものとする。  
さらに事故発生後6日間以内に、発電所の周辺地域に原子力事業所災害対策支援拠点を設置

### 体制(原子力防災組織)

○ 原子力事業者防災業務計画による

本店対策本部(約1,800名※)

(※:予備班を除く)

・発電所への技術的助言  
・資機材の調達等

国・県・市・町  
オフサイトセンター  
等関係機関

発電所対策本部(約600名)

原子力防災管理者(発電所長)  
副原子力防災管理者

情報戦略班

・設備状況等の把握  
・原因分析および対応操作検討

放射線管理班

・放射線測定、要員の被ばく管理  
・環境モニタリング、放出量評価

復旧班

・応急復旧計画の策定  
・復旧対策の実施

地域・広報班

・県・市等関係機関との連絡調整  
・報道対応の実施

安否確認救護班

・救護医療活動  
・被災者等の把握

支援・消防班

・発電所員および家族の状況確認

警備班

・退避誘導、消防活動  
・食料、資機材等の調達

オフサイトセンター派遣班

・合同対策協議会における緊急事態応急対策についての協力